

台湾の憲法改正について

—— その原型、改正状況と展望

蔡 柱 國

はじめに

- 一 中華民国憲法制定時の歴史背景と社会状況
- 二 憲法の基本構造と現実との乖離
- 三 歴次憲法改正とその要旨
- 四 抜本的改正とその関門
- 五 展望

はじめに

台湾の憲法改正の論議が、最近台湾内外の政、学界の注目の的になっていくばかりでなく、マスコミの報道の焦点にも上がっている。さらに多くの関係者から台湾憲法改正の正当性の根拠は何であるか、又どのように改正するのかの質問が提起されているので、これらの問題に対し客観的に考察した上、私見を述べてみたい。

これらの疑問を解くためには、先ずこの憲法は何時、何処で制定され、又どの様な内容が含まれているのかを解明する必要がある。そもそもこの憲法の原型は、一九四六年中華民国政府が首都南京にあった時期に制定された「中華民国憲法」であり、一九四八年政府が内戦に敗れ、政府機構をすべて台湾へ移転した後にも、引き続きそれをそのまま台湾で実施することになったのである。ところがその憲法の規定内容と台湾の現実の間には大きな時、空上の違いがあり、それをそのまま台湾で実施するのは無理があつたので、当時の政府は統治上の便宜を謀るため、急遽一九四九年に「動員戡亂時期臨時條款」(一九四八年に制定)、と同年に発布した「戒嚴令」等により、憲法上の理念を曲げて、總統二選までの制限を解き、議員任期の無期限化等例外的臨時措置をとつたのである。¹⁾

三八年後の一九八七年に戒嚴令が解除され、憲法が常道に戻つたはずであるが、しかし憲法本来の規定内容が台湾の現実と、時代にそぐわない問題が再び一斉に表面に現れたため、政府はやむを得ず一九九一年から政治の改革と民主化の進行度合いに合わせて、その憲法を小刻みに前後七回に亘り改正し、現在の形になつたのであるが、しかし従来の「間に合わせ」の憲法の部分的改正の手法では、憲法の体系を複雑にし、しかも問題を根本から完全に解決していない、そこでこの度徹底的に改正する動きが一挙に上がつてきたのである。

本稿は先ず論点を「中華民国憲法制定時の歴史背景と社会状況」、と「憲法原型と現実との乖離」等に置いて提起し、次に「憲法の歴次改正の状況」を考察した上、現在の「抜本的改正とその関門」に焦点を置いて論じ、最後に「今後の動向」について考えて見たい。

一 中華民國憲法制定時の歴史背景と社会状況

一九二二年に国民が発動した革命行動により、中国大陆に君臨していた満清政府を倒し、孫文の建国理念を中心に新政府の基本方針として行動してきたが、しかし正式の憲法が出来るまでにはいろいろな曲折と苦難の道程を経て来た。なぜならば、最初は旧政府の残余勢力や、各地を割拠していた軍閥との戦い、さらに日本の大陸侵攻と対応、及び各政党と対立していた意見の調整をしなければならなかったからだ。したがって憲法の制定は、国民党が主導の体制下で行われていたが、その誕生は一九三一年の「訓政時期の約法」、と一九三六年の「五五憲法草案」²などの過程をへて、二次大戦の終結（日中戦争終了後）までにずれ込んでしまったのである。

憲法を制定するに当たっては、国民党、共産党を含む各政党によって結成した「政治協商會議」で議論を交わし、五五憲法草案を基本ベースに各党派の意見を取り入れるので、結局十二項目の修正案を受け入れ、それを基本に憲法起草委員会が憲法法案の起草に取り掛かり、さらに政治協商會議の合意、立法院の審議、可決を経て憲法草案が確定した。その草案は一九四六年十一月に開催された憲法の制定機関である国民代表大会で審議され、同年十二月二十五日に可決され、翌（一九四七年）年の十二月二十五日より正式に施行することになったのである。政府の首都はまだ中国南京にあつたため、憲法の制定者は大陸時代に選出された国民代表大会の代表であり、その内容も当然当時の国民政府が支配していた全中国各地三六省二地方の全域、と漢、滿、藏、蒙、苗各民族を構成した民衆、並びに当時の複雑な社会状況等を前提によって制定されたものである。言い換えれば、この憲法は、専ら台湾一地域だけを前提にして制定したものではないことは確かである。

台湾は一八八五年から一九四五年までの五十年間、日本の統治下にあったので、五五憲法草案の時代、台湾はまた中華民国の統治権の及ばない地域であり、一九四五年日本の敗戦、二次世界大戦の終息を契機に、連合国軍の指令により、台湾が中華民国の統治に変わり、始めてその憲法の適用範囲になったのである。

二 憲法の基本構造と現実との乖離

一九四六年中国大陸で制定した中華民国憲法は計十二章一七五条の条文によって構成されている、次はその内容の基本構造の原型を提起し、続いて現実と乖離している箇所を客観的に検討して見たい。

(一) 憲法の基本構造 章別の順序により、要点を次の通り提起する…^③

1、総綱 中華民国の国家の政治体制は三民主義に基づく民有、民治、民享の共和国である。中華民国の領土はその固有の疆域により、国民大会の決議によらなければ、変更することはできないと規定している。中華民国の国旗は赤地に、左上の角に青天白日である等が定められている。

2、人民の権利、義務 一般の近代憲法に保障されるべき基本的人権、国民の義務はほぼすべて規定されている。

3、国民代表大会 国民代表大会の地位、と總統、副總統を選挙、罷免する職権、並びにその構成員である代表の選出方式、と定数（各県、市とモンゴル等は人口によるが、チベット、辺り地域の各民族、海外の華僑、職域代表、と婦

人代表は別に法律で規定される)等が定められている。

4、総統は、国家元首であり、対外的に国家を代表するほか、その職権、選出方法、任期、と連任は一期に限定されると定められている。

5、行政院は国家の最高行政機関の地位にあり、行政院の組織、職権、と行政院長の任命方法、職責が定められている。行政院の組織は、内政、外交、国防、法務、経済、財政、教育と交通等八部、及び僑務委員会と蒙藏委員会等が含まれている。

6、立法 国家の最高立法機関である立法院の地位、その法律制定権と予算決定権等職権、並びに立法院構成員の選出方法は中国各省、各直轄市、モンゴル、チベット、各民族、在外華僑、職業団体と婦人団体により選出すると定められている。

7、司法 司法院は国家の最高司法機関の地位にあり、その組織については別に法律で定めるほか、司法院長、副院长、大法官の任命方法、司法院の憲法の解釈、法律の統一解釈権、と裁判独立の原則等が定められている。

8、考試 考試院は国家の最高考試機関の地位にあり、公務員、専門職業、技術者の選考の職権を行使するほか、考試院の組織については別に法律で規定すると定められている。

9、監察 監察院は国家の最高監察機関の地位にあり、同意、弾劾、糾挙(糾弾)、審計(財政審査)等職権を行使する。監察委員の選任は、各省、市議会、モンゴル、チベット地方議会、華僑団体により選出されると定められている。

10、中央と地方の権限は ①中央により立法し、かつ執行する専属事項、②中央により立法と同時に自ら執行し、又は省、県に執行を委ねる事項、③省により立法と同時に自ら執行し、または県に執行を委ねる事項等が定められている。

11、地方制度 省、県は憲法に違反しない範囲内に地方自治法を制定する権限を有すると共に、省、機構の基本的原則、モンゴル、チベットの自治に関する事項等が定められている。

12、選挙、罷免、創制、複決に関する制度の基本原則が定められている。

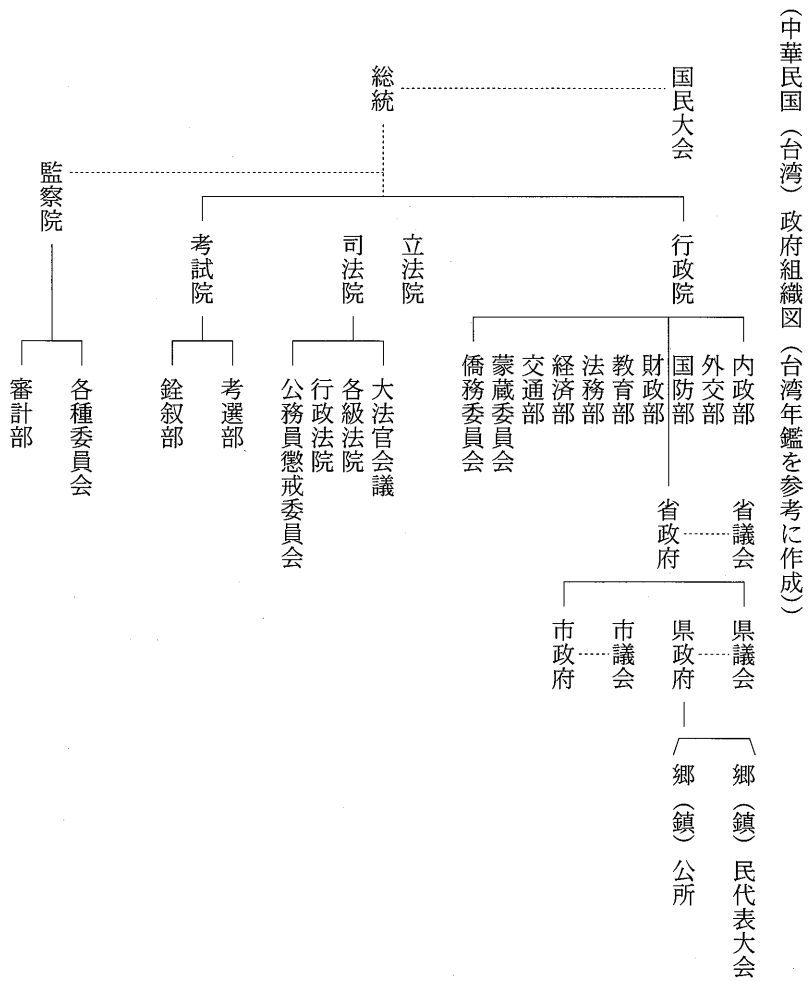
13、基本国策 国防の目的と軍隊国家化に関する原則が定められている。

14、憲法の施行と改正 法律の定義、憲法の最高効力性、と憲法改正に関する手続等が定められている。

(二) 規定内容と現実との乖離 憲法が現実とかけ離れている処を重点に次の通りあげる…

1、総綱に於ける国体、領土と国旗の規定 「国体」に関する三民主義の政治的原理は孫文の思想、国民党の党綱による者であるが、しかしその思想原理は民主政治の理念に適合するものであり、多数の民意がそれを受け入れるならば、特に詮索するものではないと思われる。「領土」については、憲法は具体的に規定せず、「固有の疆域」という言葉で表現をしている所に再検討する余地があるだろう。なぜならばこの「固有領土」という用語の意味は、当時統治権が及ぶモンゴル、チベットを含むものと理解されていたので、現時点に置き換えると明らかに現実と欠け離れているので、事実にあわせて具体的、明確に規定されることが望ましい。「国旗」について、左角の青天白日が国民党の党旗であるが、この点は政権樹立の由縁、さらに長期間に亘り政権を掌握して来た政党の立場から見れば、それを生かすことを願っている者が多数存在しているので、現在のデザインも選択肢の一にするべきであるが、しかし現在複数政党制を取り入れている以上、重要事項の決定は民主的、公平の論議を重ねた上で決めるべきである。

2、国民代表大会、立法院と監察院等三院の構成員の選挙について、前二者は、全中国各省、県、市、並びにモンゴル、



チベット等地域を含む有権者により、後者（即ち監察委員）は各地議会によって選出すると規定されているが、現在政府の統治権は台湾とその付属の島嶼に限定され、中国大陸の地域まで及ばないので、この規定は時、空上の矛盾が存在していることは歴然の事実であり、現実にあわせて規定し直すべきである。

3、総統、副総統の間接選挙 憲法制定当時は全中国数億の人口を有する現実に合わせて、総統、副総統の選挙を有権者による直接選挙の方式をとらず、国民代表大会により間接選挙の方式を採用していたため、一九四九年政府の台湾移転後は憲法の規定通り、将来大陸各地の国民代表大会の代表を選出することが出来なくなると、総統の選挙に支障をもたらすため、国民大会の代表の任期を（立法委員、と監察委員も同時に）無期限に延長し、引き続きその職権を行使出来るようにしたのであった。

ところが総統、副総統の間接選挙の方式は大陸の幅員、大陸の人口に合わせて設けた制度であり、台湾のようなコンパクトな幅員、二千万台ほどの人口の地域には、むしろ直接選挙の方が、より民主主義の理念に相応しいと思われる。

4、五権分立制の理想と現実 この憲法の「権力分立」は、孫文の考案した「五権分立」制であり、即ち近代各国の憲法が普遍的に取り入れている立法、行政と司法等三権のほかに、「考試権」と「監察権」等二つを加えて「五権分立制」と称する。この制度は孫文が三権分立の欠陥を避けるために考案した世界初めての制度であり、その趣旨と理念は大変すばらしいが、しかし台湾で実際に施行した結果、期待に反し様々な弊害が引き起されている。（その構造は前出一九頁図表を参照）

5、行政院における「蒙藏委員会」の存在 行政は内政、外交、財政、教育等八部と二委員会が設けられているが、そ

の二委員会とは「僑務委員会」、「蒙藏委員会」(即ちモンゴルとチベット委員会)であり、後者は専らモンゴル、チベット地域の業務を取り扱うために設けた機関である。周知のとおり現在政府の統治権が及ぶ範囲は台湾とその付属島嶼に限定されているので、当然中国大陸の如何なる地域も台湾の統治権が及ばない範囲であり、またチベットはともかく、外モンゴルはとくに独立国家になっているのに、その地域の業務を管轄する部署が今日の台湾に残存している。その規定は前代の遺物であり、歴史の化石に等しい存在であり、この矛盾を正し、無駄をなくすため撤廃すべきであろう。人道上の立場から、モンゴル、チベットの難民救済、経済往来を促進するならば、その業務を他の部署(例えば外交、經濟部等)に移行されるべきであろう。

6、地方機関である「省」ランクの存在 憲法の規定によると、中央機関の下に地方機関である省、県(市)、郷(鎮)等がある。政府が台湾に移転した後、狭い台湾に中央政府と省政府の機関が同時に存在し、しかも数十年來この二つの機関が同じ広さの地域を同時に統治、管轄していた、これは恰もひとつの建物の上に二重の屋根が設けられた現象であり、言うまでもなく無駄な施設費、人事費を費やすばかりでなく、政令の伝達にも余分な手間、時間をかけ、施政上の非効率的結果を招いている。これも明らかに制度と現実との矛盾、乖離であり、改善すべきである。

以上のような状況であったが、一九四九年中華民国政府が内戦に敗れ、台湾に移転した直後は、大陸反攻の大義名分の下で急遽臨時措置として、「戒嚴令」の頒布により基本的人権を凍結し、「戡亂時期臨時條款」の適用により、總統の緊急処分権を承認し、大陸時代に選出した国民代表、立法委員と監察委員等の任期を無期限に延長し、合わせて總統選までの制限を解き、長期的非常体制を可能にしたのである。⁵⁾

現状とかけ離れている事項は、いずれも今後憲法上の問題として見直さなければならぬところであると思われる。

三 歴次憲法改正とその要旨

政府は憲法の規定内容と現実との乖離の問題に対処するため、前に述べた通り、一九四九年から三十八年間にわたり、戡乱時期臨時條款と戒嚴令の発布によつて、非常体制でどうにか乗り切つたが、一九八七年に戒嚴令が解除され、憲法が常道にもどると、憲法と現実の乖離問題が再び表面に表れてきたため、政府は現実と政治の民主化に合わせて、憲法を改正せざるを得なくなり、計七回に亘つて改正しました。⁷⁾

歴次の憲法改正について、一般では「改正」と表現しているが、実際は本来の条文をいじらず、別個に修正条文を増設方式が採られている。各回の改正情況は次の通りである：

(一) 第一回目の修正(一九九一年五月一日公布)は、第一条から第十条までであり、その要旨は：

1、第二期中央民意代表(国民大会代表、立法委員と監察委員等)選出の法源、定員、選出方法、と任期が定められたので、すべて台湾の有権者によつて選出することが出来ました。

2、総統に緊急命令を発布する権限を付与した。

3、兩岸人民の権利義務は、法律でもつて別に規定することが出来ると定めていた。

第一回目修正の最大の焦点は、戡乱時期臨時條款の廃止に対応して、全ての中央民意代表を台湾で選出できる根拠を切り開いたことであり、政治の民主化を良い方向に導いた。

(二) 第二回目の修正（一九九二年五月二八日公布）は、第一回目の増修条文一条から十条を生かしたまま、新たに十一條から十八條までを増修しました。その主な内容は：

1、国民大会は開会時に、總統の国情報告を受けることが出来るように改め、国民大会の代表は第三期より四年ごとに改選することに変更した。

2、總統、副總統の選挙方式は、自由地区（台湾、金門、媽祖を指す）の有権者の直接選挙により選出することに変更した。

3、地方自治に明確な法源基礎を付与し、民選の省長、県、市長の選挙を実施する。

4、従来監察委員の選出は、省、市議会により選出する規定を總統の指名によるものと変更し、同時に總統により指名される考試院、司法院、と監察院の關係人事の任命同意権の行使をすべて国民大会の職権に変更された。

5、司法院大法官は憲法法廷を組織し、憲法違反の政党事案を審理し、解散する権限を付与することが定められた。

第二回目修正の焦点は、總統、副總統の直接選挙、と省長民選の法的根拠を付与したことにより、台湾の民主化を着実なものにしました。

(三) 第三回目の修正（一九九四年八月一日公布）は、第一回目と第二回目の増修条文計十八條をすべて廃止し、新たに第一條から第十條までの増修條文を設けた。国民大会、總統と副總統、立法院、司法院、考試院、監察院等機関と地方制度、基本国策の順で修正した。今回の重要な内容は：

1、国民大会は第三期より、議長、副議長をそれぞれ一名設けることと定められた。

- 2、総統、副総統の選挙は、自由地区の国民により直接選挙の方式を導入し、一九九六年第九期の総統、副総統の選挙から施行することを明確化し、罷免については国民大会の提案、有権者過半数の同意が必要であると定められた。
- 3、総統が憲法の規定により国民大会、又は立法院の同意を受けた人事案は、行政院長の副署を必要としないと改められた。

第三回目の修正は、総統、副総統直接選挙を正式に導入すること、第九期総統、副総統の選挙から施行することを明確に定めたことである。

(四) 第四回目修正(一九九七年七月二一日公布)は、第三回目の修正条文一条から十条までを全体的に見直し、新たな第一条から第十一条までの修正条文が設けられた。その主な内容は…

- 1、行政院長は総統より任免し、立法院の同意を必要としないと変更された。
- 2、総統は立法院が行政院院長の不信任案を可決した時に、立法院を解散することが出来る規定が設けられた。
- 3、総統、副総統に対する弾劾権を立法院が行使することに変更されたほか、その権限の行使は内乱、外患罪に違反した時に限定された。
- 4、立法院の立法委員は第四期から二百二十五人に増員することに変更された。
- 5、司法院大法官の定数を十五人と定め、任期は本来の終身職から八年に短縮された。
- 6、省の簡素化にあわせて、省長、省議会の選挙を凍結し、省主席、諮議會を設け、省主席、諮議會委員は行政院長より総統に任命を要請すると改められた。

第四回目の修正の重点は、總統権限の強化、と省機関の簡素化への方向付けの決定が出来たことである。

(五) 第五回目の修正 (一九九九年九月十五日公布) は、前回修正条文の第一条、第四条、第九条と第十条の再修正である。主な内容は：

1、国民大会第四期の代表定数は三〇〇人と定め、第五期から一五〇人に減らすとし、選出方法は比例代表制により選出すると定められた。

2、国民大会が任期中に、立法委員改選に出会った時は同時に改選を実施し、連選連任することが出来る他、第三期国民代表の任期は、第四期立法委員の任期満了までとし、憲法二十八条第一項の規定を適用しないと定められた。

3、第四期立法委員の任期は二〇〇二年六月三十日まで、第五期立法委員の任期二〇〇二年七月一日から四年までとし、連選連任しえる、その選挙は任期満了前、または解散後六十日以内に行わなければならないと定められた。

今回の憲法修正は国民代表が自身の利益と関連する任期を延長しこと等の理由で各界から強く批判され、結局違憲審査機関である司法院大法官會議の解釈により憲法違反の判断が下され、無効になった。

(六) 第六回目の修正 (二〇〇〇年四月二十五日公布) は、第五回目の修正に対する再修正であり、修正後の条文は第一条から第十一条までになる、主な内容は：

1、国民大会代表定員三〇〇人は、立法院が憲法修正案、領土變更案を提起し、公布を経て半年、又は總統、副總統彈劾案を提起した時は、三ヶ月以内に比例代表制により選出しなければ成らない、比例代表制の選挙方法は法律で規定

すると定められた。

- 2、総統、副総統の罷免案は、立法院により提起し、国民投票の同意により可決することに改められた。
- 3、立法院は毎年の集會に、総統の国情報告を聴取することが出来ると定められた。
- 4、司法院大法官は裁判官転任者を除き、憲法第八一条と裁判官終身職待遇に関する規定を適用しないと定められた。
- 5、総統が司法院、考試院、監察院等機構に関する人事任命は、立法院が同意権を行使することに変更された。

(七) 第七回目の修正(二〇〇五年六月十日公布)は、修正条文の第一条、第二条、第四条、第五条、第八条及び第十二条を増修した。主な内容は：

- 1、立法院が提起した憲法の修正案、領土変更案は国民全体の有権者の投票の過半数の同意がなければ変更できない。
- 2、総統、副総統は、自由地区の国民有権者により直接選挙の方式で選出される。
- 3、総統が憲法に基づき、立法院の同意を経た人事の任命、立法院解散の命令は、行政院長の副署を必要としないに変更された。

- 4、立法院委員の定員は第七期より一三人に減らし、任期四年、連選連任できると定められた。
- 5、司法院は大法官十五人を設ける、総統の指名、立法院の同意により任命される。

- 6、憲法の改正は、立法院立法委員の四分の一の提案、四分の三の出席、と出席委員の四分の三の可決により、憲法改正案を提起し、さらに公布の半年後、有権者の複決投票を実施し、その過半数の同意を経て可決される、憲法第一七四条の規定を適用しない。

(八) 憲法歴次修正内容の総括

以上七回に亘つて修正された台湾憲法の内容を、簡潔に総括すると、次の通りにまとめることが出来る…

(1) 国民代表大会職権の移行と組織の終焉 従来国民代表大会の職権である総統、副総統の選挙、罷免の権限を国民有権者に、人事の同意権、憲法改正提案権を立法院にそれぞれに移行され、結局この機構は廃止されることになりました。

(2) 総統、副総統の直接選挙と任期 現実にあわせて、台湾全体の有権者により直接選挙に変更し、任期は本来の六年から四年に短縮された。

(3) 行政院長は総統より直接任命され、立法院の同意を必要としないことに変更し、さらに立法院が可決した法律案、予算案が、極めて執行し難いと認めた時は、総統の同意を得た上、立法院に複議を求めることが出来るようになった。

(4) 立法院の委員は全員台湾で選出することに変更したほか、本来国民大会に属する権限の一部が立法院に移行したことから、立法院は本来の法律案、予算案の議決権以外、憲法改正案を提起する唯一の機関になる。さらに総統から国情報告を受ける権利、と司法院、考試院、監察院の人事同意権の行使、と総統、副総統に対する罷免、弾劾権を持つことになり、定員は一一三名、任期は四年になった。立法院が単一の民意代表機構(国会)に変わった。

(5) 司法院の人事は総統の指名、立法院の同意によって任命されることに変更され、また司法院に憲法法廷の増設、政党の違憲解散審査権が付与された。さらに大法官の定員十五名、院長、副院長は共に大法官の身分を備えられ、任期は八年に限定されることに変えられた。

(6) 考試院の人事は總統の指名、立法院の同意により任命されると同時に、考試院は継続に考試、公務員の選考、保障、補償、退職と業務の職権を行使するが、ほかの公務員の任免、業績の評定、俸給、昇進、褒賞に関する分野は關係法規に關与することに限定され、それらの實際業務は人事行政局に移行された。さらに従来公務員の選抜には受験人数に拘わらず、全国各省、区単位ごとに定数保障制度があつたが、政治的現実と公平性に照らし、その必要がなくなつたため取り消された。

(7) 地方政府 台湾の中央機構と省機構が重複している現実にあわせて、省機構を凍結し、階段的に廃止する方向への目標が明確に決定された。

(8) 憲法改正は立法院が唯一提案できる機関になり、また改正の最終的決定権は国民の有権者の複決投票により可決することになった。

四 抜本的改正とその関門

台湾の政府当局は実質上半世紀以上にわたり、台湾地域を有効に統治してきたにも拘わらず、いまだに台湾に相応しい憲法を持つことが出来ず、今もなお六十年前中国で制定した憲法に断片的改正を重ねてきた事に甘んじている、しかも明確なビジョンが欠けているため、歴次改正の内容が前後動揺不定の事もあれば、制度の規定があやふやの点も存在している。大変残念であり、早急な抜本的改正が期待されている。

(一) 改正すべき核心問題

憲法歴次改正の総括でまとめた事項の他、次の項目が重要問題であろう。

1、總統制又は内閣制の見直し 従来の中華民國憲法体制では、いったい總統制であるか、内閣制であるかがはつきりされていなかった上、さらに憲法の修正の時に總統の権限がかなり強化された反面、負うべき責務が軽すぎることに懸念されていたので、抜本的改正する時には、總統制、又は内閣制にするかを再度十分に検討されると共に、總統、行政院長二者の権利、義務関係をより、明確に妥当的に規定されるべきである。

2、権力分立制の見直し 現在の憲法が採用している権力分立制は三権分立でなく、五権分立制であり、即ち従来の三権のほか独立した考試権と監察権が加えられている。しかし台湾での長年の實際経験から觀察する限り、人材登用と人事管理が独立した考試権（考試院）に委ねた結果、逆に實際業務に近い、適切な人材の需要に詳しい行政権（行政院）とのギクシャクや矛盾が続出している。さらにせっかく独立した監察権（監察院）を設け、公務員の監督、會計監査等業務を委ねていたが、事實上監察権はその権限を十分行使していないし、また所期の機能も十分發揮されていないことが判明されている。無駄な財政負担を節約し、憲法の機能を十分發揮させるためには、是非憲法の改正に当たり、メカニズムの見直しを十分議論、検討されるべきである。

3、省機構の廃止 前に述べた通り、狭い台湾に省機関と中央機関の重複した現象は、無駄な施設費、人件費と余計な政令伝達の時間を費やし、施政上の非効率性の結果を招いているので、改正する時にはこの点十分に検討されるべきである。

4、国号、国旗と領土の問題 これらの問題は随分単純のようで、しかし大変デリケートな問題でもあるので、明確に

規定することが政治現状の変更と誤解されやすいため、十分説明を重ね、慎重に進行しなければならない。しかし人間に各々名前があるように、当然国にも名称がある、現在中華民国という国名が使えられないならば、当然別の名称を考えなければならぬ、多くの近隣諸国及び大多数台湾の国民が地名である「台湾」という名称に親しみがあるので、妥当である⁸⁾と考える。国旗については、前にも取り上げたように、それは国のシンボルに過ぎないが、しかし複数政党制を導入している国である以上、十分議論されるべきである。さらに領土についても、前にふれたようにわかりやすく明確に規定されることが望ましいのである。

(二) 憲法改正の関門

憲法を改正するに当たって、当然憲法第七回修正第十二条の規定により、立法委員四分一の提議、四分の三の出席と出席委員四分の三の決議により、憲法修正案を提起し、さらに公布の半年後、有権者の複決投票を行い、有権者総数の過半数の賛同により可決されることになっている。

その他さらに次のいくつかの関門を通り抜けなければならないと思われる：

1、国内各政党の思惑 その根底にはアイデンティティの形成が遅れていることが最大の原因で、国内的に統合派、と自立派の利害の対立、と意見の隔たりが存在していると思われる。長い間激しい政権闘争があったため、かなり感情的な部分もあるが、台湾の「長治久安」、台湾の二千三百万の国民の将来の幸福のため、各政党は党利党略を捨て、理性的に検討し合い、共通の方策を打ち出すべきである。

2、中国の威脅の存在 歴史的に中台関係の問題が存在していたため、中国は台湾の政治の民主化の進展を無視し、あ

くまでも中国は一つであり、台湾は中国の一部である持論を堅持し、中台間の公式の対話を拒み、最近はさらに台湾自立化を防止するため、「反国家分裂法」を制定したほか、軍備を増強しミサイル千発を台湾に目掛けて配置している動きが指摘されている。

中台の将来について、政治民主化が深化した台湾には三つの選択肢が存在していると理解されている、それは即ち「統合」、「独立」と「現状維持」などの考え方であったが、今までの統計によると「現状維持」を支持する割合がもつとも高かったが、しかし最近では「独立」志向が急激に伸びている傾向をみせている。当然「統合」も将来の選択肢の一つであるが、しかし台湾はすでに政治の民主化、経済の自由化、生活の多様化が根づいているので、中国が今までの一党体制を堅持し、政治の民主化と自由化を無視したまま、一方的に台湾の人々が今まで達成した民主的成果を否定し、武力で制圧することは大きな抵抗が避けられないだろう、従ってこの選択肢は、かなり時間がかかるもので、安易なことではないと思われる。二十年来中、台間の人的、物的往来の状況を振りかえてみると、たしかに顕著な成長を見せている、しかし「経熱、政冷」(経済は熱く、政治は冷たく)傾向にある、中国の更なる改革協調が期待されている。

3、米国の牽制 米台国交断絶後、両側の往来関係は従来の条約に変わりに、今は「台湾関係法」(Taiwan Relations Act)^⑤ によって辛うじて保ってきたが、しかし最近アメリカが同時テロへの対応、と北朝鮮問題に絡んだ六カ国会議等で中国の協力が必要のため、外交政策にはかなり中国の歩調に合わせている傾向に変わり、台湾の動きには十分神経を尖らし、台湾の「一挙手、一投足」にアメリカが良く釘を刺すことになった。新しい政策を打ち出すことが難しくなっている状態である。

アメリカは民主国家のモデルであり、今まで台湾の政治改革と民主化の成果に対し、度々肯定的評価をした発言があったが、最近はいラク、北朝鮮等複雑な国際問題に巻き込まれ、一時的に内心のジレンマを抱えているにすぎないと思われる。

事実上台湾は国としての国民、領土、主権等がそろっているので、国家として自国に見合う憲法を持つ資格があり、また国際社会の一員として国際社会に貢献できる能力も十分備えている、国際社会がこの現実を座視し、問題を放置したままでは、台湾を国際社会から完全に排除したことに等しい。国際社会に正義の理念が存在しているならば、台湾が正当の権利の行使に対し、賛同の眼差しでもって見守るべきであろう。

五 展望

台湾の陳総統は二〇〇四年総統就任した時に、二〇〇六年に新憲法を完成する、或いは「正名」(名称を正す)、や国連加盟を実現する等の政策を国民に約束していたが、しかしそれを実現するためには、国、内外の様々な関門を通り抜けるなければならないので、未だ完全に実現していない。だけれど「正名の運動」にはかなり真剣に取り組んでいるようにうかがえる。

まずは去年の九月に台湾の空の玄関である「台北中正国際空港」の名称を「台湾桃園国際空港」に切り替えられ、続けて「中国」、「中華」が付く幾つかの国営企業の名称もすべて「台湾」という名称に変えられた(それは「中華郵政」

を「台湾郵政」に、「中国造船」を「台湾國際造船」に、「中国石油」を「台湾中油」に改称した、このように最近行政府が取ったこれら一連の行動から見ると、かなり強く主体性の色彩を鮮明に打ち出している様に見える。さらに陳總統が本年元旦メッセージで示した決意から見ても、台湾の主体性を前向きに打ち出す姿勢は、明確であることがわかる。¹⁰⁾

さらに昨今台湾民衆の国家に対するアイデンティティの変化もかなり自主意識が強くなりつつある様に見える。国立政治大学選挙研究センターの意見調査によると、二〇〇〇年六月の時点で自分は台湾人と意識している民衆は三十六・九%に過ぎなかったが、二〇〇六年十一月には六十一%に延びた、さらに独立を支持する民衆は二〇〇六年の時点で五十%を超えている統計が発表されている。¹¹⁾

この様に政府の主導による政策目標が、民衆の支持があれば具体化の方向へ進み易いと思うが、しかし国内的に野党は野党なりの政策、思想が有り、国際社会にも中国の意向、さらに各国の様々な国際的戦略、や利害関係の問題が絡んでいるので、理想的な目標を達成するためにはさらなる努力、と時間が掛かると予想されている。

- (1) 動員戡乱時期臨時條款は一九四八年に国民政府により公布されたものであり、政府が台湾へ移転した後、一九五四年国民大会によりその継続有効性が可決され、六〇年、六六年(二回)、七二年の改正をへて、一九九一年に廃止された。政府はこの条例により、大陸で選出た中央民意代表(立法委員、監察委員、国民大会代表)の任期、を無期限に延長し、總統の一期のみ連任の制限を解いた。
- (2) 憲法の原案として一九三六年五月五日に南京で公布された憲法草案であり、「五五憲法草案」と呼ばれている。
- (3) 日本語版「中華民國憲法」条文は「中華民國六法全書」張有忠編、日本評論社出版がある。
- (4) 孫文は従来の三権分立論によると、人材の選抜、登用は行政に委ねるので、縁故、コネの弊害が避けられない、この欠陥をふせぐため、

中国隋、唐時代に、公平に人材を登用する「科挙」制度があり、これをモデルに、独立した考試権を創設すべきと提唱、さらに三権分立論は国会に、公務員の監督、会計監査を委ねているため、国会の独裁、横暴を助長するものであり、古代中国の皇帝の側近で政事の記録、や国事を諫める官職である「御史」や、「諫議大夫」という制度があり、これを参考に独立した「監察権」を設けるべきだと主張、この二権と従来の三権をあわせて、五権分立制と称する。

- (5) 拙稿「五権分立論の一考察」白鷗女子短期大学論集 第十一巻第一号 二四頁以下参照。
- (6) 戒厳令時時期の人権や政治状況は、伊藤潔「台湾」(中公新書)一三七頁以下参照。
- (7) 総統府サイト <http://www.president.gov.tw> における中華民国簡介、憲法簡介に戡亂時期臨時条款の施行と廃止の紹介、および一九九一年から二〇〇五年まで、憲法七回増修条款の紹介が掲載されている。
- (8) アメリカが台湾と国交断絶後、台湾と往来関係を維持するために制定した法律「台湾関係法」も、台湾を「台湾」と呼んでいる。なお次の注(9)「台湾関係法」の条文を参照。
- (9) 米国が台湾と国交断絶後、台湾に必要な武器を提供し、経済、文化の往来を維持するため、米国会が条約の代わりに制定した法律であり、条文の内容は http://www.panda-mag.net/data/Taiwan_kankehoin.htm を参照。
- (10) 陳水扁總統の元ロメーションは <http://tw.news.yahoo.com/article> を参照。
- (11) [www.http://udn.com/](http://udn.com/) において台湾 聯合報 二〇〇六年十一月二十八日付が国立政治大学選挙研究センターが行った「台湾、香港、豪州、沖縄の国際比較調査」結果の報道を参照。

参考文献

- 「中華民国憲法新論」洪 応 灶著
- 「中華民国憲法逐条講義」林 紀 東著
- 「憲法新論」謝 瑞 智著 文笙書局
- 「李鴻禧憲法教室」李 鴻 禧著 元照出版
- 「三民主義」、「三民主義統編」孫中山著 金井寛三訳 改造出版社

「中華民國立法史」上、下 謝振民編著 張知本校正 中国政法大学

「台湾総覧」 東京 台湾研究所編

「台湾」(中公新書) 伊藤 潔著

「問題と研究」第三四卷第二号 問題と研究出版社

(前本学法学部教授)